

平成28年7月28日
第8回会議

資料2

小田原市社会福祉協議会 ボランティアセンター について



1. ボランティアセンターの目的



ボランティア活動を育成するとともに、各種相談に応じて一般市民に対し社会福祉の啓発広報につとめ、広く社会福祉全般の向上発展を促進するため、小田原市社会福祉協議会ボランティアセンターを置く。

* センターとは活動名称

(ボランティアセンター設置規程)

2. ボランティアセンターの主な事業

- (1) ボランティアの申し込みの受付及び受け入れ側の斡旋
- (2) ボランティアの育成
- (3) ボランティアグループとの連絡調整
- (4) 社会福祉に関する広報、相談及び案内
- (5) 寄付金品の取り扱い
- (6) その他目的達成に必要な事業

3. ボランティアの申込み受付・ 受け入れ側の調整



- 福祉ボランティア活動に関する各種相談の受付
- ボランティア登録（団体・個人）
- ボランティアの需給調整

4. ボランティア登録状況 (H28.3.31現在)

(1) ボランティアグループ



種別	グループ数	人数
地域の人々に対して活動するグループ	26	749
主に障がい者に対して活動するグループ	22	810
主に高齢者に対して活動するグループ	29	433
主に青少年に対して活動するグループ	6	807
主に児童に対して活動するグループ	8	85
主に外国人に対して活動するグループ	1	25
主に一般に対して活動するグループ	7	575
計	99	3,484

4. ボランティア登録状況 (H28.3.31現在)

(2) 個人ボランティア (年齢・性別属性・職業別)



年代	男性(人)	女性(人)	計(人)
20歳以下	1	2	3
21～30歳	5	53	58
31～40歳	10	27	37
41～50歳	13	36	49
51～60歳	5	45	50
61～70歳	17	67	84
71歳以上	15	41	56
計	66	271	337

属性	人数
学生	35
勤労者	109
主婦	119
自営業	17
無職・その他	57
合計	337

5. ボランティア需給調整

(1) 相談内容について (依頼する側)



福祉施設・団体

- ・施設のイベントのお手伝いに来てほしい。
- ・お誕生日会などの催し物として音楽などのレクリエーションを提供してほしい。
- ・入居者のお話を傾聴してほしい。

個人(当事者・家族)・ケアマネ

- ・交通手段の無い高齢者の自宅から病院までの通院の送迎
- ・病院内の付き添いをしてほしい。
- ・高齢者のお話を傾聴してほしい。



相談によりボランティアグループ、個人ボランティアに依頼、関係機関を紹介。
内容、依頼時期によっては、お断りすることもあります。

5. ボランティア需給調整

(2) ボランティアを依頼するときの心がけ



◎困る例

- ・ 明日、来てほしい。
- ・ 一週間後に10人でボランティアに施設のイベントのお手伝いに来てほしい。
- ・ 家族には内緒にしてほしい。
- ・ 本人の了解を得ていないけれど...

- ・ ボランティアに依頼をする十分な時間
- ・ ボランティアに無理をさせない
- * 時間・予定の変更など
- * 危険や過度の負担を伴う活動を依頼しない
- * ボランティアへの十分な配慮と感謝の気持ち

5. ボランティア需給調整

(3) 相談内容について（ボランティア側）



個人ボランティア

- 福祉施設で活動がしたい。
 - 手作りの作品を寄付したい。
- } 調整

登録ボランティアグループ

- 活動の場を探している→施設に相談・調整
- 会員の高齢化による減少→チラシを作成
→タウン紙で紹介

6. ボランティアの育成



◎福祉ボランティアスクールの開催

技術ボランティアグループと共催		社協 主催	
1 視覚	初心者のための朗読講習会	4	精神保健福祉ボランティア講座
	録音ボランティア養成基礎講座	5	初めての福祉ボランティア講座
	点訳ボランティア応用講座	6	病院ボランティア講座
2 聴覚	手話入門講習会(6月・夜間)	7	障がい児支援ボランティア講座
	手話入門講習会(6月・午前)	8	地区ボランティア講座
	手話入門講習会(10月・夜間)		
	要約筆記入門講座(2月)		
3 傾聴	傾聴ボランティア養成講座(10月)		
	傾聴ボランティア養成講座(1月)		

* 周知が課題です。

7. ボランティアセンター寄託金・品

◎ ボランティアセンター寄託金

市民・団体・企業からいただいた寄託金を登録ボランティアグループ等の福祉活動・福祉学習のための一部助成を実施（被災地支援ボランティア活動助成）

◎ ボランティアセンター寄託品

市民・団体・企業からいただいた寄託品を福祉施設、個人、社協に配分（車イス、Pトイレ、タオル、お米等）

8. ボランティアセンターの具体的な事業



- ・ 福祉施設体験学習
- ・ 福祉体験出前講座（車イス介助法）
- ・ ボランティアセンター運営委員会
- ・ 福祉機器貸与事業
- ・ 障がい児余暇活動支援事業 「遊びのひろば」
- ・ 災害救援ボランティア打合せ（小田原市・西湘災害ボランティアネットワーク）
- ・ 全国社会福祉協議会ボランティア活動保険窓口
- ・ 障がい福祉施設物づくり応援事業 「障がい福祉施設名産品カタログ&マップ」